

財関第 8 0 5 号  
平成17年 6 月21日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木村 幸俊

### 関税法基本通達等の一部改正等について

関税評価に係る事前教示制度について(平成17年6月21日財関第806号)の制定等に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成17年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

1. 7 - 17 中「(事前教示)」を「((事前教示))」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「(C第1000号)(原産地に関する照会については「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C第1000号-2)による。また、記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書(つづき)」を使用させ、添付(割印)する。以下、これらを「照会書」という。)」を「(C-1000)(原産地に関する照会の場合には、「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2)とする。以下「照会書」という。)(記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書(つづき)」を照会書に添付の上、割印させるものとする。)」に、「(C第1000号-1)(原産地に関する回答については「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地照会用)」(C第1000号-3)による。以下、これらを「回答書」という。)」に必要回答事項を記載し、押印の上、さらに照会書と回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書には画像情報検索システムにより賦与される同一の登録番号(原産地に係る照会については、受理税関が賦与する登録番号とする。以下「登録番号」という。)を付し」を「(C-1000-1)(原産地に関する回答の場合には、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地照会用)」(C-1000-3)とする。以下「回答書」という。)」に必要回答

事項を記載し、押印した上」に、「適宜の様式の」を「適宜の様式による」に、「に係る注意事項」を「についての注意事項」に、「照会に係る書面と回答書の同一性の確保のため、照会に係る書面及び回答書には登録番号を付し、照会に係る書面の写しとともに回答書を」を「回答書を照会に係る書面の写しとともに」に改め、同項の(1)のイの(ロ)中「照会書を1通提出させ」を「上記(イ)に準じて行わせるものとし」に、「C第1000号-4」を「C-1000-4」に改め、同項の(1)のイの(ハ)中「又は(ロ)」を「(同(ロ)において準用する場合を含む。)」に、「記載させるものとし」を「記載させ、原産地に関する照会にあつては、関係する国における加工、製造に関する事項について記載させるものとし」に、「適宜の様式による照会書」を「適宜の様式による照会に係る書面」に、「照会者にとつて、当該貨物の製法、性状等」を「照会者が、当該貨物の製法、性状、関係する国における加工、製造に関する事項等」に改め、同項の(1)のロ中「書面により補足説明を」を「書面による補足説明を可及的速やかに」に改め、同項の(1)のロの(イ)中「(C第1002号)」を「(C-1002)」に改め、同項の(1)のロなお書中「上記イの(イ)に係る照会においては、」を削り、「割印をし」を「割印をし、」に、「割印済である照会書と補足説明書のそれぞれの写しを、回答書に添付して」を「割印済の照会書の写し及び補足説明書の写しを、回答書とともに」に改め、同項の(1)のハ中「当たつては、」の次に「予め必要な補足説明の内容について十分説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、」を加え、同項の(1)のニ中「以下、」を「以下」に、「受ける場合には」を「受ける場合であつても」に改め、同項の(1)のホの(イ)中「変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書を新たに発出することにより行うものとする。さらに照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し」を「事前教示回答書(変更通知書兼用)」(C-1000-1)(原産地に関する回答の場合には、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地照会用)」(C-1000-3)とする。以下「変更通知書」という。)に変更の理由その他必要事項を記載し、押印した上」に、「発出済」を「交付又は送達済」に、「発出するものとする。」を「交付し又は送達するものとする。」に改め、同項の(1)のホの(ロ)中「適宜の様式により」を「適宜の様式による書面により」に、「発出済の回答書」を「交付又は送達済の回答書」に、「この場合、当該通知に併せて、当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分等を発出済の回答書にかわる変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書を新たに発出することにより行うものとする。さらに照会書と回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し」を「この場合にあつては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、押印した上」に改め、同項の(1)のホなお書中「発出した変更

通知書を変更し、」を「交付又は送達した変更通知書を変更し」に、「発出した事前教示回答書」を「交付又は送達した変更通知書」に、「当該回答を変更し、」を「当該回答を変更し」に改め、同項の(1)のホただし書中「上記の変更又は撤回の手續」を「当該変更し又は撤回する場合の手續」に改め、同項の(1)のヘを削り、同項の(3)中「及び(2)」を「(同(2)のロにより準用する場合を含む。）」に改め、同項の(3)のイ中「以下、「回答等」という。」を「以下「回答等」という。」に、「事前教示回答書に関する異議の申出書・回答書」(C-1001)(以下、「申出書・回答書」という。))」を「事前教示回答書(変更通知書)に関する異議の申出書」(C-1001)(以下「申出書」という。))」に、「申出を行わせ、当該申出書・回答書」を「行わせる。申出書の提出を受けた税関は、当該申出書」に、「回答欄」を「回答書」の欄に、「事前教示回答書を作成しこれを当該原本に添付した上、これらを」を「回答書を作成し、これを当該原本とともに」に、「申出書・回答書を」を「申出書を」に、「適宜の様式による申出書」を「適宜の様式による申出に係る書面」に、「適宜の様式による回答書をもつて回答するものとし、この場合においては、当該回答書には、原則として、当該申出書」を「ることとし、適宜の様式による回答に係る書面により回答するものとする。この場合にあつては、当該回答に係る書面には、原則として、当該適宜の様式による申出に係る書面」に、「申出書・回答書の回答書欄」を「申出書の「回答書」の欄」に改め、同項の(3)のロ中「申出書・回答書」を「申出書」に、「適宜の様式による申出書」を「適宜の様式による申出に係る書面」に改め、同項の(4)を次のように改める。

#### (4) 関税評価に係る事前教示

関税評価に係る事前教示については、「関税評価に係る事前教示制度について」(平成17年6月21日財関第806号)に定める。

2. 7-18 中「(3)により」を「同(3)により」に改め、同項の(4)中「回答を行なう場合」を「照会が行われる際及びこれに対する回答を行う際」に、同項の(7)中「事前教示回答(変更通知)」を「事前教示の回答(変更又は撤回)」に改め、同項の(8)中「事前教示回答書」を「回答書」に、「発出」を「交付又は送達」に改め、同項の(9)中「事前教示回答書」を「回答書」に改める。
3. 7-19 中「照会書・回答書等」を「回答書及び変更通知書」に改め、同項の(1)中「発出された」を「交付又は送達された」に改め、「これらを併せて」を削り、「対象となった」を「対象となつた」に、「事前教示照会書」を「照会書」に、「発出した」を「交付又は送達を行つた」に改め、同項の(2)のイ中「その発出日」を「交付又は送達の日」に改め、同項の(2)のホの(1)中「無くなった場合」を「無くなつた場合」に改める。
4. 7-22 の見出しを「(関税率表及び原産地の統一的適用)」に改め、同項中「関税率表の統一的適用」を「関税率表及び原産地の統一的適用」に改め、

同項の(1)のイ中「所属区分の審査上参考となる事項の確認」を「所属区分及び原産地の審査上参考となる事項の確認」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「(以下この項において「所属区分」)」を「及び原産地(以下この項において「所属区分等」)」に、「適用された所属区分」を「適用された所属区分等」に、「係る所属区分」を「係る所属区分等」に改め、同項の(1)のイの(ロ)中「所属区分」を「所属区分等」に改め、同項の(1)のイの(ハ)中「所属区分」を「所属区分等」に、「貨物であっても」を「貨物であつても」に改め、「関税率表」の次に「及び原産地」を加え、同項の(1)のイの(ニ)中「所属区分」を「所属区分等」に改め、同項の(1)のロの(イ)中「所属区分」を「所属区分等」に改め、同項の(1)のロの(ロ)中「自関の関税鑑査官と協議の上、処理するものとする。」を「関税率表の解釈及び適用に係るものについては、自関の関税鑑査官と、原産地認定の解釈及び適用に係るものについては、自関の原産地調査官とそれぞれ協議の上、処理するものとする。」に、「所属区分」を「所属区分等」に改め、「関税率表」の次に「又は原産地」を加え、同項の(1)のロの(ハ)中「関税鑑査官」の次に「又は原産地調査官」を加え、同項の(1)のロの(ニ)中「所属区分」を「所属区分等」に改め、同項の(1)のロの(ホ)中「所属区分」を「所属区分等」に、「当たっては」を「当たつては」に改め、同項の(2)中「総括関税鑑査官との協議等」を「総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等」に、「イ 総括関税鑑査官との協議」を「イ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議」に改め、同項の(2)のイ中「所属区分」を「所属区分等」に、「総括関税鑑査官との協議の結果を当該貨物の所属区分の決定とするものとする。」を「関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行い、その協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。」に、「貨物であつて」を「貨物であつても」に改め、「関税率表」の次に「及び原産地」を加え、同項の(2)のロ中「協議事項」を「協議要領」に改め、同項の(2)のロの(イ)中「相互に関税鑑査官」の次に「又は原産地調査官」を、「総括関税鑑査官」の次に「又は総括原産地調査官」を加え、同項の(2)のロの(ロ)中「所属区分」を「所属区分等」に改め、同項の(2)の二中「各税関」を「税関」に改め、同項の(2)のホ中「画像情報検索」を削り、同項の(2)のホの次に次のように加える。

へ 総括原産地調査官は、原産地に係るものについて、上記八、二及びホに準じて行うものとする。この場合において、「総括関税鑑査官」とあるのは「総括原産地調査官」と、「関税率表」とあるのは「原産地認定」と読み替えるものとする。

5. 7-22 の(3)のイの(イ)中「各税関」を「税関」に、「取り扱った」を「取り扱つた」に改め、「所属区分」の次に「又は原産地」を、「総括関税鑑査官」の次に「又は総括原産地調査官」を、「関税率表」の次に「及び原産地」を加

え、同項の(3)のイの(ロ)中「各税関」を「税関」に、「所属区分」を「所属区分等」に改め、同項の(3)のイの(ハ)中「所属区分」を「所属区分等」に改め、同項の(3)のロの(イ)中「各税関」を「税関」に、「所属区分」を「所属区分等」に改め、同項の(3)のロの(ロ)中「各税関」を「税関」に、「所属区分」を「所属区分等」に「関税鑑査官」を「各税関の関税鑑査官及び原産地調査官」に改め、同項の(3)のハ中「各税関」を「税関」に、「所属区分」を「所属区分等」に、「あった場合には」を「あつた場合には」に改める。

6. 7-22の(4)、(5)及び(6)を次のように改める。

(4) 事前教示に係る関税率表の統一的適用

イ 口頭による所属区分に係る事前教示

(イ) 本邦に到着していない貨物に係る事前教示

本邦に到着していない貨物の所属区分について事前教示を求められた場合には、上記(1)のイと同様に、当該所属区分を決定するうえで参考となる事項の有無につき聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の所属区分について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記(1)のロに準じて処理するものとする。

本邦に到着していない貨物の所属区分に係る事前教示は、原則として、本関において行うものとするが、遠隔地の署所においては、本関と協議の上、処理することができるものとする。ただし、回答すべき内容が簡易な場合には、事前教示を求められた署所が回答することとして差し支えない。

(ロ) 本邦に到着した貨物に係る事前教示

本邦に到着した貨物の所属区分について事前教示を求められた場合は、上記(イ)に準じて処理するものとする。

(ハ) 総括関税鑑査官への協議については、上記(2)のイ及びロに準じて行うものとする。

ロ 書面による所属区分に係る事前教示

(イ) 本邦に到着していない貨物に係る事前教示

本邦に到着していない貨物の所属区分について事前教示を照会書により求められた場合の処理は次の要領により行うものとする。

当該所属区分の検討は本関において行うものとする。

回答書は、分類の透明性の向上を図っていく観点から回答後原則として公開し、輸入者等の閲覧に供することができるものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者より非公開期間設定の要請があつたものについては一定期間非公開とするものとする。

( ) 照会対象となつた貨物が新規の輸入品であり、市場に流通す

る前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合

- ( ) 照会対象となつた貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によつて競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合
- ( ) 照会対象となつた貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によつて競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合
- ( ) 照会対象となつた貨物が未だに計画段階であり、実際に商品が輸入される前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合
- ( ) 照会対象となつた貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者より任意に提出されたものであり、当該情報が輸出者、納入先等から秘匿を要請されている場合
- ( ) その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合

上記 の回答書の公開及び閲覧については、個々の照会の際に照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。

その際、照会者より非公開期間の設定が要請された場合は、上記 に従つて処理するものとする。

- (ロ) 本邦に到着した貨物に係る事前教示  
上記(イ)に準じて処理するものとする。

(ハ) 架空の商品等の各関相互通報

各税関の関税鑑査官は、自関で取り扱つた事前教示に関する照会のうち、上記 7 - 18 の(5)に該当する照会については、本省及び他関に書面その他適宜の方法により通報するものとする。

(5) 書面による事前教示(所属区分に係るもの)に係る事務処理要領

イ 各税関の関税鑑査官は、前記 7 - 17 の(1)のイの(イ)により所属区分に係る事前教示を書面により求められた場合の事務処理を次の要領により行うものとする。

- (イ) 照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の所属区分の決定に必要と認められる事項等をシステムに画像情報として入力し、分類検討の結果としての回答書(案)を登録する。ただし、関税率表等の規定により所属区分の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。

- (ロ) 税関限りで処理する場合は、システムにより賦与される登録番号(下記(ニ)及び(ホ)において「登録番号」という。)を付するものとする。

- (ハ) 登録した回答書（案）について、総括関税鑑査官から修正の指示を受けた場合には、必要に応じ適宜修正した上、回答書（案）の内容変更を登録するものとする。
  - (ニ) 回答書を交付又は送達する際には、回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に登録番号を付したうえ、照会書の写しとともに交付するものとする。
  - (ホ) 総括関税鑑査官から以前に行つた所属区分に係る事前教示の回答につき変更又は撤回を行う旨回答を受けた場合には、交付又は送達済の回答書にかわる変更通知書を交付又は送達するものとする。この場合にあつては、変更通知書と照会書が同一案件であることを確保するため、変更通知書及び照会書に従前の登録番号と同じ登録番号を付すものとする。
  - (ハ) 交付又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するとともに、画像情報として保存するものとする。また、口頭により照会を行わせた場合においても、必要に応じ、照会者、照会事項、回答の内容、回答者等を記録にとどめるものとする。
- ロ 総括関税鑑査官は、各税関からシステムに入力された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）の事務処理を次の要領により行うものとする。
- (イ) 税関からシステムに入力された照会書及びその他の入力された情報並びに登録された照会書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の所属区分の検討を可及的速やかに行うものとする。
  - (ロ) 上記(イ)の検討の結果、回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、当該回答書（案）の内容を確定させる登録を行うものとする。回答書（案）の内容について訂正を必要とする場合には、登録税関に対して適宜修正を指示し、指示どおりの修正が行われていることを確認した上で、当該回答書（案）の内容を確定させる登録を行うものとし、さらに訂正を必要とする場合は再度登録税関に対して適宜修正を指示するものとする。
  - (ハ) 当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。
  - (ニ) 税関に対し以前に行つた所属区分に係る事前教示に関する照会の回答（税関限りで処理されたものを含む。）内容につき変更又は撤回を行う場合及び税関限りで処理され、システムに登録された回答書等の内容を検討し、その内容につき変更又は撤回を行う場合は、上記(ハ)に準じて行うものとする。

## 八 所属区分に係る事前教示回答書の公開及び閲覧

上記(4)の口の(イ)の による回答書の公開及び閲覧について、各税関の関税鑑査官は、回答書（変更通知書を含む。以下この項において同じ。）（案）をシステムに登録する際に、公開可能なもの（無期限の非公開期間が設定されているもの以外のもの）について公開対象とするものとし、当該公開対象となつた回答書の内容を税関ホームページを利用して輸入者等の閲覧に供するものとする。

### (6) 書面による事前教示（原産地に係るもの）に係る事務処理要領

イ 各税関の原産地調査官は、前記7-17の(1)のイの(イ)により原産地に係る事前教示を書面により求められた場合の事務処理を次の要領により行うものとする。

(イ) 照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、検討の結果としての回答書（案）を総括原産地調査官に送付し、協議するものとする。ただし、原産地の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。

(ロ) 税関限りで処理する場合は、照会書に、適宜、登録番号を付するものとする。

(ハ) 送付した回答書（案）について、総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、必要に応じ適宜修正を行うものとする。

(ニ) 回答書を交付又は送達する際には、回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、回答書及び照会書に総括原産地調査官から賦与される登録番号を付したうえ、照会書の写しとともに交付又は送達するものとする。なお、税関限りで処理した回答書を交付又は送達した場合は、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、当該回答書の写しを総括原産地調査官に送付するものとする。

(ホ) 総括原産地調査官から以前に行つた原産地に係る事前教示の回答につき変更又は撤回を行う旨回答を受けた場合には、交付又は送達済の回答書にかわる変更通知書を交付又は送達するものとする。この場合にあつては、変更通知書と照会書が同一案件であることを確保するため、変更通知書及び照会書に従前の登録番号と同じ登録番号を付すものとする。

(ハ) 交付又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するものとする。また、口頭により照会を行わせた場合においても、必要に応じ、照会者、照会事項、回答の内容、回答者等を記録にと



どめるものとする。

ロ 総括原産地調査官は、税関から送付された事前教示に関する照会（税関限りで処理されたものを除く。）の事務処理を次の要領により行うものとする。

(イ) 税関から送付された照会書及びその他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の原産地の検討を可及的速やかに行うものとする。

(ロ) 上記(イ)により得られた結果を、送付した税関に回答するとともに、登録番号を通知する。なお、回答書（案）の内容について訂正を必要とする場合には、送付した税関に対して適宜修正を指示するものとする。

(ハ) 当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。

(ニ) 税関に対し以前に行つた原産地に係る事前教示に関する照会の回答（税関限りで処理したものを含む。）内容につき変更又は撤回を行う場合には、上記(ハ)に準じて行うものとする。

7. 7-22 の(6)次に次のように加える。

(7) 事前教示に関する異議の申出

イ 所属区分に係る回答に関する異議の申出

前記 7-17 の(3)のイにより、照会者から照会貨物の所属区分について異議の申出があつた場合には、次の要領で処理するものとする。

(イ) 総括関税鑑査官への送付

税関は、所属区分に係る申出書の受付を行い、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「所属区分に係る申出書の写し等」という。）を添えて、総括関税鑑査官に送付するものとする。

(ロ) 本省への上申

総括関税鑑査官は、当該所属区分に係る申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の所属区分について再検討を行い、本省に当該申出につき当該再検討の結果等を添えて協議するものとする。

(ハ) 総括関税鑑査官は、上記(ロ)の協議の結果により、当該貨物の所属区分が変更又は撤回となつた場合には、当該所属区分に係る申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、当該協議の結果を当該所属区分に係る申出書を受け付けた税関（下記(ニ)において「受付税関」という。）に回付すると同時に、その他の税関にも送付するものとする。

当該貨物の所属区分が従前のおりとなつた場合には、当該協議の結果を受付税関にのみ回付するものとする。

(二) 当該照会者への回答

受付税関は、総括関税鑑査官から回付された当該協議の結果をもとに当該照会者への所属区分に係る回答書を作成するものとする。

ロ 原産地に係る回答に関する異議の申出

前記 7 - 17 の(3)のイにより、照会者から照会貨物の原産地について異議の申出があつた場合には、次の要領で処理するものとする。

(イ) 総括原産地調査官への送付

税関は、原産地に係る申出書の受付を行い、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「原産地に係る申出書の写し等」という。）を添えて、総括原産地調査官に送付するものとする。

(ロ) 本省への上申

総括原産地調査官は、当該原産地に係る申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の原産地について再検討を行い、本省に当該申出につき当該再検討の結果等を添えて協議するものとする。

(ハ) 総括原産地調査官は、上記(ロ)の協議の結果により、当該貨物の原産地が変更又は撤回となつた場合には、当該原産地に係る申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、当該協議の結果を当該申出書を受け付けた税関（下記(二)において「受付税関」という。）に回付すると同時に、その他の税関にも送付するものとする。

当該貨物の原産地が従前のおりとなつた場合には、当該協議の結果を受付税関にのみ回付するものとする。

(二) 当該照会者への回答

受付税関は、総括原産地調査官から回付された当該協議の結果をもとに当該照会者への回答書を作成するものとする。

(8) その他

イ 上記 7-22 の(1)、(2)、(6)及び(7)における送付、回付及び協議は、書面その他適宜の方法により行うものとする。

ロ 上記 7-22 の(2)及び(6)に係る総括関税鑑査官と各税関との間の協議は、原則として相互に関税鑑査官が、同(2)及び(7)に係る総括原産地調査官と各税関との協議の場合は、原産地調査官が行うものとする。

第 2 税関様式関係通達（平成47年 3 月 1 日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

- 1．税関様式 C 第 5300 号を別紙 1 のように改める。
- 2．税関様式 C 第 5310 号を別紙 2 のように改める。

（ 記載要領及び留意事項の一部改正 ）

- 1．事前教示に関する照会書（C - 1000）中「画像情報検索」を削る。
- 2．輸入貨物の評価（個別・包括）申告書（C - 5300）、輸入貨物の評価（個別・包括）申告書（C - 5310）の＜評価申告書 及び に共通する事項＞の(3)に次のように加える。

なお、事前教示照会を行わない場合、事前教示回答書登録番号欄の記載は不要である。

秘

(関税法第4条関係)

税関様式C第5300号


輸入貨物の評価 (個別・包括) 申告書 I  新規申告  変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・銘柄・単価	輸入者住所氏名印  (署名) 担当部課 TEL( )		包括申告の関係税関名	
	代理人住所氏名印  (署名) 担当部課 TEL( )			
生産者名				
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者 (輸入取引の売手及び買手については口内に×印を付すこと。)

<input type="checkbox"/> 輸入者		<input type="checkbox"/> 輸出者
<input type="checkbox"/> 輸入の委託者		<input type="checkbox"/> 輸出の委託者

2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情が  ある。・ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係 (関税法第4条第2項第4号) が  ある。・ない (この場合には、(3) の記載不要)。  
特殊関係の内容
- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて  いる。・いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書 (  運賃明細書  保険料明細書 ) に記載された額に次の調整を行って計算する。

調整項目	イ 調整を要する額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 (運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの) ① 輸入港までの運賃等 ② 仲介料その他の手数料 ③ 容器・包装の費用 ④ 材料、部品等の費用 ⑤ 工具、鋳型等の費用 ⑥ 消費物品の費用 ⑦ 役務 (技術、設計等) の費用 ⑧ ロイヤルティ・ライセンス料 ⑨ 売手に帰属する収益		
(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の掘付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利)		
合計		

この包括申告書は ※平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

※受理	※審査	※税関記入欄

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。  
2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。  
3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。  
4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。  
5. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

秘 (関税定率法第4条の2から第4条の6関係) 税関様式C第5310号  
**輸入貨物の評価(個別・包括) 申告書II**  新規申告  変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・銘柄・単価	輸入者住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL( )		包括申告の関係税関名	
	代理人住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL( )			
生産者名				
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

- A. 輸出入当事者 (輸入取引がある場合には、輸入取引の売手及び買手について□内に×印を付すこと。)
- |                                 |  |                                 |
|---------------------------------|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 輸入者    |  | <input type="checkbox"/> 輸出者    |
| <input type="checkbox"/> 輸入の委託者 |  | <input type="checkbox"/> 輸出の委託者 |
- B. 1. この貨物の輸入申告価格は、次の規定に基づき計算する。
- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 関税定率法第4条の2<br>(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)       | <input type="checkbox"/> 関税定率法第4条の3 (□第1項第1号 □第1項第2号 □第2項)<br>(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定) |
| <input type="checkbox"/> 関税定率法第4条の4<br>(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)                | <input type="checkbox"/> 関税定率法第4条の5<br>(変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)                          |
| <input type="checkbox"/> 関税定率法第4条の6 (□第1項 □第2項)<br>(航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例) |   |
2. この貨物について、関税定率法第4条 (□関税定率法第4条の2 □関税定率法第4条の3) の規定に基づいて輸入申告価格を計算することができない具体的な理由は、次のとおりである。
- .....
- .....
- .....
3. この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

輸入申告価格の計算方法等 (包括申告の場合にのみ記入する。)

この包括申告書は ※平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。  
 なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。  
 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。  
 3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。  
 4. この申告の内容に変更が生じたときは、速滞なく所定の届出をして下さい。  
 5. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

※ 受 理	※ 審 査	※ 税 関 記 入 欄